

地方消費税率の引き上げ分に係る使途の明確化について

平成26年4月1日及び令和元年10月1日より消費税(国・地方)が引き上げられたことに伴い、地方消費税の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和2年度那珂川町一般会計予算における地方消費税交付金(社会保障財源化分)の使途状況については、次のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 150,000 千円

【歳出】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる
社会保障施策に要する経費 627,415 千円

(単位:千円)

事業名	令和2年度 予算額	財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国県 支出金	町債	その他		うち地方消費税交付金 (社会保障財源化分)
障害者福祉費	459,944	312,595		15,000	132,349	32,000
老人福祉費	347,773	15,732		10,220	321,821	77,000
児童措置費	267,671	182,725		36,667	48,279	12,000
母子福祉費	46,638	16,227			30,411	7,000
予防費	65,763	1,357			64,406	15,000
健康増進費	31,791	1,642			30,149	7,000
合計	1,219,580	530,278	0	61,887	627,415	150,000

※ 地方消費税交付金(社会保障財源化分)については、社会保障施策に要する経費における一般財源の比率であん分しています。